

改正案		現 行	
別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）		別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）	
特定製品の区分	技術上の基準	特定製品の区分	技術上の基準
1～4 (略)		1～4 (略)	
5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1（1）レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。）にあつては、<u>日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.21クラス2レーザー製品</u>であること。</p> <p>（2）（1）のもの以外のものにあつては、<u>日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品</u>（その放出持続時間が<u>4.3e）時間基準3</u>）を満たすものに限る。）であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3（1）外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能（ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。）を有さないこと。</p> <p>（2）（1）のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレー</p>	5. 携帯用レーザー応用装置	<p>1（1）レーザー光が放出状態にあることを確認できる機能を有するもの（外形上玩具として使用されることが明らかなもの並びにそれ以外の形状のものであつて装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの及び対象、位置等を指し示すために用いるものであつて全長が8センチメートル未満のものを除く。）にあつては、<u>日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品又は3.20クラス2レーザー製品</u>であること。</p> <p>（2）（1）のもの以外のものにあつては、<u>日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品</u>（その放出持続時間が<u>8.3e）時間基準3</u>）を満たすものに限る。）であること。</p> <p>2 出力安定化回路を有すること。</p> <p>3（1）外形上玩具として使用されることが明らかなもの又はそれ以外の形状のものであつて対象、位置等を指し示すために用いるものにあつては、レーザー光の放出状態を維持する機能（ただし、手動により維持する場合を除く。以下「放出状態維持機能」という。）を有さないこと。</p> <p>（2）（1）のもの以外のものにあつては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限り、放出状態維持機能を有することができる。</p> <p>① レーザーシステムが故障した場合には、シャッター等によりレー</p>

レーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準4.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。

② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。

4（1） 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（2） 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格C6802（2014）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が4.3e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。

- ① レーザー光をのぞきこまない旨
- ② レーザー光を人に向けない旨
- ③ 子供に使わせない旨

6～10

レーザー光を自動的に遮断する機能、レーザー光の放出を自動的に停止する機能等を有すること又は当該装置に割り当てられたクラスの被ばく放出限界（日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準8.3クラス分けの規則に示されたものをいう。）を超えないようにレーザー光の放出量を自動的に調整する機能を有すること。

② 使用者の操作によらずにレーザー光の放出が停止された場合において、再度レーザー光を放出するときは、スイッチを入れ直すこと等を必要とすること。

4（1） 届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称が容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

（2） 次に掲げる注意事項その他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。ただし、外形上玩具として使用されることが明らかなものにあつては③の注意事項を表示することを要せず、それ以外の形状のものうち、装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したものにあつては①及び②の注意事項を表示することを要せず、カメラにあつてその焦点を自動的に調節する機能を有するもの（日本工業規格C6802（2011）レーザー製品の安全基準3.18クラス1レーザー製品（その放出持続時間が8.3e）時間基準3）を満たし、かつ、レーザー光を連続して照射する時間が3秒未満であるものに限る。）にあつては②の注意事項を表示することを要しない。

- ① レーザー光をのぞきこまない旨
- ② レーザー光を人に向けない旨
- ③ 子供に使わせない旨

6～10

(略)

(略)